

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公表番号】特表2005-520240(P2005-520240A)

【公表日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2003-575353(P2003-575353)

【国際特許分類】

G 0 8 B 15/00 (2006.01)

B 6 4 D 47/00 (2006.01)

【F I】

G 0 8 B 15/00

B 6 4 D 47/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年12月3日(2007.12.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装着者(6)に動かせないように装着されるとともに該装着者の特徴データを蓄積する複数のタグ(2)と、

各装着者の存在を検知するとともにエーテルを介して各タグに接続可能な少なくとも1つのセンサ(4)と、

該少なくとも1つのセンサ(4)と動作可能に接続する管理及び制御ユニット(8)からなり、

各タグ(2)が、平行六面体形状の箱体(10)からなり、

前記箱体はより小さな壁面のうち1つを有さないとともに、該箱体内において、2つの側壁(12)は平坦であり、2つのより大きな壁面(14)が若干弧を描き、

前記箱体の1つのより大きな壁面が2つのスロット(16, 16')を備え、

前記スロット(16)に対応して2つの円筒状シート(20)が設けられ、該円筒状シートが金属ピン(22)端部を収容し、

該金属ピン(22)がストラップ(18)を固定し、

該ストラップが、2つの金属導体(24)をその内部に運び、

前記他のスロット(16')の近傍において、前記箱体の2つの側壁に穴部が設けられ、該穴部が隆起したノブ(26)を通過させ、

該ノブ(26)がストラップ(18)を巻き取ることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記管理及び制御ユニット(8)と接続するとともに、前記所定領域内部に存在する状況を表示する少なくとも1つのモニタを備えることを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記ノブ(26)が回転を抑制された2つの螺子切加工された金属ピン(28)と噛合い、

該金属ピン(28)は、巻取りローラ(30)と軸方向に螺合し、

該巻取りローラがストラップ(18)を巻き取ることを特徴とする請求項1記載の装置

【請求項 4】

前記ローラ(30)が2つの穴部(32)を有し、
該穴部(32)内に2つの金属導体(24)の2つの端部が挿入されることを特徴とする請求項3記載の装置。

【請求項 5】

前記ローラが歯車(34)を備えることを特徴とする請求項3記載の装置。

【請求項 6】

前記隆起したノブ(26)、前記螺子切加工されたピン(28)、前記ローラ(30)及び前記歯車(34)から形成される組立部の自由回転を妨げる弾性フィン(36)を備えることを特徴とする請求項5に記載の装置。

【請求項 7】

各タグ(2)が除去可能部分(42)を備え、
該除去可能部分(42)が前記箱体(10)と噛合うことを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項 8】

前記除去可能部分(42)がボタン形状であるとともに、その内部に電子カード(46)を備え、
該電子カード(46)上にはメモリを備えるマイクロプロセッサ、受信機、送信機、バッテリー及び作動に必要とされる全ての電子部品が搭載されることを特徴とする請求項7記載の装置。

【請求項 9】

前記カード端部に固定される2つのモータ(48)を備え、
該モータが螺子切加工されたシャフト(50)を有し、
該シャフト(50)は角状杭(42)と噛合い、
該角状杭(42)は対応する穴部(54)に沿って案内され、
該穴部(54)が金属シート(56)に形成され、
該金属シートが前記ボタンのベース(58)に配設されることを特徴とする請求項8記載の装置。

【請求項 10】

前記ボタンが2つのラックを備え、
該ラックが前記歯車(34)と噛合うことを特徴とする請求項8記載の装置。

【請求項 11】

前記ボタン内に爆弾センサ或いは薬物センサ(76)のヘッド(74)が螺合し、
該センサがプラグ(78)を備え、該プラグがカード(46)に適用されるソケットと接続することを特徴とする請求項8記載の装置。

【請求項 12】

前記タグが2つの金属プレート(84)と2つの金属プレート(86)を手首に面する壁面に運び、
前記金属プレート(84)は、放出電極として作動し、
前記金属プレート(86)が皮膚の存在を検知する誘導センサとして作動し、
前記放出電極が前記カード(46)と接続することを特徴とする請求項8記載の装置。

【請求項 13】

麻酔液が封入されたシリンジが前記タグ内部に配されるとともに、前記カード(46)によって作動することを特徴とする請求項8記載の装置。

【請求項 14】

前記シリンジが爆発衝撃により作動することを特徴とする請求項13記載の装置。

【請求項 15】

IR発光体がボタンヘッドに備えられるとともに前記カード(46)と接続することを特徴とする請求項8記載の装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

各タグ(2)は、一つのより小さな壁面を有さないとともに、2つの側壁面(12)が平行に位置し且つ2つのより大きな壁面(14)が着用者のリストに密着するために僅かに湾曲する実質的に平行6面体である可塑性箱体(10)からなる。着用者のリストに密着する前記より大きな壁面(14)は、前記リストを確実に固定するためにストラップ(18)を通過させる2つのスロット(16、16')が具備されている。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

他のスロット(16')近傍に於いて、箱体(10)のより大きな壁面(14)内に、箱体の2つの側壁面(12)内に、ストラップ(18)のための2つ小さく隆起した螺旋状のノブ(26)の通路のための2つの小さい穴を有している。すなわち、2つのノブ(26)は、回転制限付き2つの螺子切り加工された金属ピン(28)に螺合し、このピンは、ストラップ(18)のための絶縁金属の螺旋状ローラ(30)へ軸周りに回転する。2つの部材の接続は、ローラ(30)に、ストラップ(18)に嵌め込まれる2つの金属導体(24)の2つの終端が挿入される2つの穴(32)を提供することにより、2つのピン(28)をローラ(30)へ完全にねじ込むことによりシート内へ密閉が行われることにより得られることになる。このねじ込みにより、ローラ(30)と2つのネジ山ピン(28)の間に於いてあらかじめ挿入される2つの小さい歯車(34)をローラ(30)へ安全に固定する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

一对の弾力性フィン(36)が、箱体(10)の正壁面(38)内側に形成されている。このフィンは、2つの隆起したノブ(26)、2つの螺子切り加工されたピン(28)、螺旋状ローラ(30)と2つの歯車(34)により形成される組立体の自由な回転運動を阻害する。